

「高等教育行政対策委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：麻原きよみ（大分県立看護科学大学）

委 員：石橋みゆき（千葉大学大学院）、加藤典子（大分県立看護科学大学）、
鎌倉やよい（日本看護系大学協議会）、岸恵美子（東邦大学）、
洪愛子（神戸女子大学（日本私立看護系大学協会））、細田泰子（大阪公立大学）、
宮本千津子（東京医療保健大学）

2) オブザーバー

堀内成子（JANPU 代表理事・聖路加国際大学）

2. 趣旨

大学における看護学教育の課題解決と質向上を推進するために、本委員会では以下の活動を行う。

1) 関係省庁、諸団体との連携を図り、政策的な働きかけを行う。

- ・文部科学省、厚生労働省等への要望書の作成
- ・看護関連の検討会への意見発出
- ・社会情勢の動きを把握し、必要時日本看護協会等関連団体と協働
- ・適宜、声明や提言案を作成
- ・看護系議員との連携

2) 会員校教員に対し、Academic Administration の質向上を図る。

- ・大学教育・看護学教育に関する情報提供
- ・大学の経営、運営管理、組織、戦略の立て方等についての情報提供

3. 活動経過

委員会を 8 月 1 日（第 1 回）、9 月 9 日（第 2 回）、11 月 1 日（第 3 回）、2025 年 1 月 17 日（第 4 回）、3 月 3 日（第 5 回）、いずれも WEB で開催したほか、必要時、メールでの意見交換を行った。

1) 関係省庁、諸団体との連携を図り、政策的な働きかけ

（1）2025 年度概算要求に向けた要望書の提出

- ・2024 年 4 月 5 日に文部科学省と厚生労働省に提出
- ・2024 年 9 月 10 日に自民党看護問題小委員会に提出

（2）2026 年度概算要求に向けた文部科学省、厚生労働省等への要望書の作成等

- ・2025 年 2 月 26 日、文部科学省高等教育局医学教育課に要望書説明と意見交換
- ・2025 年 3 月 6 日、厚生労働省医政局看護課に要望書説明と意見交換

（3）日本看護協会等関連団体との協働

2) Academic Administration の能力向上への取り組み

（1）教学マネジメントに関する研修会の開催

2024 年度委員会活動として、2025 年 3 月 29 日に「教学マネジメントに関する研修会」を実施した。内容は、大学が学修者本位の教育に転換していくにあたって必要な教学マネジメントについて、何をどのように行うとよいのが必ずしも理解されていない現状に対し、教学マネジメント指針に沿って説明するものとした。具体的には、教学マネジメントの定義と経緯、教学マネジ

メント指針の意図・対象と概要、三つの方針と目標の具体化、教育課程等の編成と実施、入学者選抜、学修成果の可視化、教学マネジメントを支える基盤等から構成した。

当日は約 260 名の視聴があった。説明終了後には、教育活動に用いることができる資源としての“学生が学修に使える時間”の意味について質問があった。また、教学マネジメントの視点からもコンピテンシーを基盤としたカリキュラムが重要であることを補足説明した。

終了後に聴取したアンケートは 171 名から回答を得た。主な結果を以下に示す。

①テーマは適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると 98.8%であった。

②内容は有意義であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると 96.0%であった。「あまりそう思わない」の理由には、基本的すぎる、内容を詰め込みすぎる、具体的な実践例が知りたかった、等があった。

③研修方法（オンラインによる講演、質疑応答）は適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると 97.1%であった。「あまりそう思わない」の理由には、資料が事前配信されていればより理解できた、質問はチャットに書き込めるとよい等が挙げられていた。

④研修会についてのご意見、ご質問等（自由記述）

35 名から回答があった。主な内容としては、タイムリーな内容であった、理解が深まった、既知の内容が確認できた、図があるとよりわかりやすかった、具体例や他大学の状況が知りたかった、資料は事前配信して欲しい、等であった。

⑤今後、取り上げて欲しいテーマとしては 19 名から回答が得られた。

教学マネジメントに関するものとしては、教学マネジメントの具体的な取り組みについて実践例の紹介やワークショップ、学修者本位のルーブリック作成、看護技術の学内・臨地での評価方法や臨地との協働、CBT や OSCE の実施運用に向けた研修、卒業研究の評価と水準向上に関する取り組み例の紹介、等があげられた。

その他、認証評価制度の変更にに関する情報共有やシンポジウム、看護学教育モデル・コア・カリキュラム運用や評価の実践例の紹介、カリキュラム改訂の手続き、大学における予算管理、学生確保や地域差、臨地と大学との協働等が記載された。

教学マネジメントへの取り組み進捗状況は大学によって様々と思われるが、アンケート結果からは、おおむね本テーマと基本的な解説を主としたことは有意義であったと考える。今後は、具体的な実践例や、特に評価方法に関する共有・研修が期待されていると考える。

(2) JANPU FD ミニマムシリーズの更新の検討 <https://www.janpu.or.jp/fd/>

本シリーズは、会員校の教職員が共通に理解していることが望ましい看護系大学の基本事項について、会員校が FD 等に活用できる資料として 2021 年から提示している。今期については、上記 AA 研修会での内容を再整理し FD としての問いかけを加えたもの、および 2024 年に改訂した「看護学教育における倫理綱領」を FD として活用できる資料としたものを作成し、2025 年度内に発信することとしている。

今後は、既存のミニマムシリーズを特に制度変化の点から確認し更新するとともに、中央教育審議会からの答申等を会員校が理解し、教育の質保証に取り組んでいくための教育行政、および大学の経営や運営管理等に関して時機をとらえた情報発信を継続していく必要がある。

3) 基幹教員に関する研修会の開催

2024 年 10 月 11 日に「基幹教員に関する研修会」を開催した。

中央教育審議会の 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン答申を踏まえた「令和 4 年度大

学設置基準等の改正」において、従来の専任教員から「基幹教員」となり、各大学・学部で「基幹教員」を特定し情報公開することとなった。看護系大学は総合大学、単科大学など多様な大学の形態があり、各大学・学部独自の状況異なる。各大学において、いかに基幹教員を特定し、基幹教員数を算定するのか、またいつまでに何を情報公開するのかなど、差し迫った問題となっている。そこで、実質的な大学運営に資する機会とするために、会員校の職員も対象とした「基幹教員に関する研修会」を開催した。内容は、文部科学省担当者からの制度説明と会員校からの個別の状況を踏まえた質問に答える構成とした。事前に会員校から基幹教員に関する質問を受け付け、研修会当日、その質問に文部科学省担当者が答えるかたちで進行した。研修会後も基幹教員に関する追加の質問を受け付けた。会員校からの事前質問は19名から22の質問があり、事後質問は3名から3つ質問があった。当日の研修会はオンデマンド動画として、事前質問、事後質問とともに JANPU ホームページの会員校専用ページに掲載し、いつでも閲覧できるようにした。

終了後に聴取したアンケート結果を以下に示す。

①テーマは適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると100%であった。

②内容は有意義であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると97.9%であった。「あまりそう思わない」の理由には、看護基礎教育に焦点を当てたものではなかった等が挙げられていた。

③研修方法（オンラインによる講演、質疑応答）は適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると99.5%であった。「あまりそう思わない」の理由には、質疑応答での質問に対して回答がかみ合っていなかったことが挙げられていた。

④研修の時期は適切であったか。

「おおいにそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせると98.4%であった。「あまりそう思わない」の理由は、開催時期が遅いや夕方時間帯がよい等が挙げられていた。

⑤研修会についてのご意見、ご質問等（自由記述）

69名から回答があった。その内容について以下に示す。

- ・基幹教員の理解が深まった（n=26）
- ・看護系大学としての考え方も含め、説明に十分な時間をとってほしかった（n=14）
- ・講師の音声小さい
- ・早口で聞き取りにくかった（n=8）
- ・基幹教員の制度への対応の困難さを感じた（n=4）
- ・テーマとして適切であった（n=2）
- ・講師の説明は丁寧だった（n=2）
- ・録画の視聴や個別に質問できる窓口の設置を希望する（n=2）
- ・その他（n=5）

4. 今後の課題

関係省庁への要望書の提出等はタイムリーに行う必要がある。前年度作成した「国家予算の獲得交渉の流れ」の工程表を共有し、これに基づいて毎年継続する仕組みが出来上がっている。また、提出前には関係各課への説明と意見交換が必要である。要望書は看護系議員や日本看護協会へも情報提供し、複数の団体とも連携をとることが今後も必要である。

近年、大学院博士課程後期にDNP（Doctor of Nursing Practice）コースを設置する看護系大学がみられるようになった。現在、高度実践看護師（CNS、診療NP、JANPU-NP）の数は増加しており、今後DNPコースが増えていくことが予想される。DNPコースについて、会員校がどのような認識を持ち、JANPUに何を求めているのか調査し、標準的カリキュラムや教育体制等の検討が必要か否か明らかに

する必要がある。

令和 7（2025）年 2 月 21 日の中央教育審議会の答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(中教審第 255 号) では、今後の急速な大学進学者の減少に向けて、大学の全体の規模の適正化の推進、大学の再編・統合の推進、縮小、撤退の方向性が示された。今後、看護系大学に周知するとともに、看護系大学への影響について把握していく必要がある。

5. 資料

基幹教員に関する文部科学省への質問及び回答

分類	質問	回答
基幹教員の定義	①基幹教員と専任教員の違いは何でしょうか。	基幹教員は、各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化したものです。「一の大学に限り」とする規定を見直し、複数の大学・学部でも必要最低教員数に算入可能（4分の1以内）となります。
	②基幹教員を設けるということは、米国のテニュア制度に準ずるシステムなののでしょうか。（基幹教員以外は、非常勤講師または任期制で雇用するようなシステム）	テニュアトラック制に準じることを想定した制度ではありません。
	③基幹教員の職務・権限などについてご教示ください。	基幹教員は各学位プログラムに責任を持つ教員です。したがって、主要授業科目は原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目であってもなるべく基幹教員に担当させるものとされています。
	④大学院の設置基準上必要な専任教員数にも、今回の基幹教員の考え方は適用されるのでしょうか。	大学院設置基準については基幹教員制度が導入されていません。
制度移行について	⑤基幹教員の制度に移行した場合、法律での専任教員の名称の記載はなくなるのでしょうか。	改正後の大学設置基準においては「専任教員」の文言はなくなっていますが、必置基幹教員数の4分の3以上は「専ら当該大学の教育研究に従事する教員」とされています。
	⑥基幹教員の制度への移行期間はいつまででしょうか。	移行期限は特段設けられていませんが、令和7年度以降に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、改正後の規定を適用することが求められます。（ただし、改組を大学等の一部の組織（学部・学科等）で行う場合であっても、大学全体に改正後の規定が適用されるため、改組に当たっては事前に全学的な確認・準備が必要です。）
制度推進のための要件の追加について	⑦現に設置されている大学等に対する基幹教員、校舎及び研究室に関する各規定の適用については従前の例によることができることとし、大学の準備が整ってから適用することも可能とされていますが、一部の高等教育研究者の中からは、大学等のより一層の改革を進める観点から、これらの各規定の適用を促すために、私学助成金（例：私立大学等改革総合支援事業）増減の要件等に加えられるのではないかと懸念する声が聞かれます。そのような可能性の有無についてのお考えをお聞かせください。	現時点で、そのようなことは予定していません。

(続き) 基幹教員に関する文部科学省への質問及び回答

分類	質問	回答
基幹教員の条件	⑧基幹教員となる条件はどのようなものでしょうか。	①教育課程の編成その他の学部運営について責任を担う教員であり、かつ②当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る）、または年間8単位以上の授業科目を担当する教員、を指します。基幹教員の処遇等については、各大学における判断となります。
	⑨基幹教員に職位の条件はあるのでしょうか。教授の職位でなくとも、講師、准教授、助教でも基幹教員になれるのでしょうか。	教授、准教授、講師、助教はいずれも基幹教員になり得ます。なお、助手は基幹教員にはなり得ません。
	⑩主要授業科目で、講義は担当しないが演習を一緒に担当する助教については、基幹教員の位置づけでよいのでしょうか。	主要授業科目の単位数に関わる要件は特段定められておらず、オムニバス形式のように演習の回を担当している教員を基幹教員として扱うことが妨げられるものではありませんが、学位プログラムに係る教員の責任性の明確化を図るという基幹教員制度の趣旨を踏まえ、当該教員の学位プログラムに対する責任性が十分に認められるかを検討した上で、適切にご判断いただければと思います。
主要授業科目の検討方法	⑪主要授業科目はどのように検討すべきでしょうか。	「主要授業科目」とは、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群であり、各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と3つのポリシーとの関係等を踏まえ、各大学等で判断するものです。なお、当該判断に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置付けも勘案いただくことが必要です。
複数の教員が授業を担当する場合の単位数の算入方法	⑫演習などを複数の教員が担当する場合、単位数を算入できるのは、主に担当する教員だけになるのでしょうか。（例えば、演習を3人の教員で担当していて、主担当の教員Aが全ての授業の組み立てを行い、B・Cの教員2名が演習の補助として入る場合は、B・Cに単位数を算入することはできるのでしょうか。）	学位プログラムに係る教員の責任性の明確化を図るという基幹教員制度の趣旨を踏まえれば、演習の補助のみを担当するB・Cの教員に単位数を算入できないと考えられます。
	⑬例えば2単位の講義のなかで、グループワークを数回行う。このグループワークに関わる教員は、単位数をどのようにカウントするのでしょうか。	学位プログラムに係る教員の責任性の明確化を図るという基幹教員制度の趣旨を踏まえれば、講義の中で部分的にグループワークのみを担当する教員について、単位数を算入できないと考えられます。
	⑭実習で2単位を6クール実施した場合の単位数はどのようにカウントすればよいでしょうか。（単位を6クラスに実施するイメージです）	12単位とカウントしてください。Cf. 大学設置基準改正QA13-2
	⑮実習指導も単位数にカウントできるとのことでしたが、例えば訪問看護ステーションでの実習指導の場合は、教員が実習施設に常駐していない場合があります。そのような場合の基幹教員としての単位数の算出はどのように考えればよいでしょうか。	例えば2単位の实習科目において、訪問看護ステーションでの実習の場合、教員が非常駐であっても教員が当該実習の実施状況を適切に把握している、適切な指導計画の下に実施されているなど、教員が当該実習を適切にグリップしていると考えられますので、2単位を計上いただいて差し支えありません。

(続き) 基幹教員に関する文部科学省への質問及び回答

分類	質問	回答
基幹教員の全学科教員に対する割合	⑩基幹職員の全学科教員に対する割合はどの程度まで許容されますか。	大学設置基準別表において求められる必要最低教員数は置く必要がありますが、学科全体に対する基幹教員の割合は特段定められていません。
基幹教員数の半数以上は教授とされていること	⑪基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとされていますが、許容範囲と目安をご教示いただけるでしょうか。	半数以上は原則として教授です。
についての解釈(目安)	⑫講演ではこれまで教授の人数が半数以上を超える大学はないとの説明でしたが、看護系の大学では異なる状況が考えられます。その場合、教授の人数が半数以上とすることを優先するのか、基幹教員の人数を優先するのかどちらで考えたらいいでしょうか。教授の人数が半数以上にならない場合は、特例のような形で考慮していただくことは可能でしょうか。	看護系大学であっても、半数以上は教授とする原則です。看護系に限って特例的な取扱いとは想定しておりません。
	⑬大学設置基準等の一部を改正する省令等の交付について(4文科高第963号 令和4年9月30日)に以下の記載があります。 ③基幹教員等 ウ 大学における基幹教員の数は、別表第1により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員と別表第2により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。 (第10条関係)(1) <u>別表第1及び別表第2に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。</u> (別表1イ(1)備考第1号関係) 質問: 下線文について、教授数は、 <u>別表第1と第2に定める基幹教員数の半数以上を満たしていればよいのか、それとも各大学で特定した基幹教員数の半数以上でなければいけないのか。</u> 例) 看護系学科で200-400人の収容定員の単科大学の場合の基幹教員数は、別表第1で12名+別表第2で7名、合計19名で、教授はこの半数以上であるので <u>10名以上必要となる。</u> 大学として、基幹教員を30名と特定した場合、 <u>教授の数は15名以上必要となるのか、あるいは別表で定める基幹教員数の半数の10名以上であればよいのか。</u>	別表第1と第2に定める基幹教員数の半数以上、との解釈になります。したがってお示しの例でいえば、基幹教員数のうち10名以上を教授とする必要があります。
基幹教員の配置(各領域ごとの人数)	⑭基幹教員は各領域で何名の配置が必要でしょうか。	大学設置基準別表において求められる必要最低教員数を置く必要があります。
基幹教員の決定及び公表の時期	⑮基幹教員の決定、ホームページでの公表はいつまでに行えばよいのでしょうか。	当然、基幹教員制度を導入するにあたって事前にどの教員が基幹教員に該当するのか決定しておく必要がありますが、基幹教員の規定を適用した場合には、遅滞なく公表する必要があります。

(続き) 基幹教員に関する文部科学省への質問及び回答

分類	質問	回答
基幹教員の責任機関	②基幹教員の在籍の責任機関はどのようになりますか。	重複算入可能な 1/4 枠の教員のことかと理解しましたが、複数の機関と雇用契約を締結することになるため、その定めによるところになると考えられますが、エフォートを含む労務管理等には十分ご注意ください。
基幹教員かどうか大学から本人への通知義務	②基幹教員かどうかの教員本人への通知は大学の義務になるでしょうか。	法令上通知義務はありません。他方、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、各大学において教員に係る情報についても公表することとされており、基幹教員数も公表する必要があり、必要最低教員数が適切に算出されていることを担保する観点から、各大学は、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の別について把握しておく必要があります。
基幹教員を決定するプロセスを大学教員に公開する義務	④基幹教員を決定するプロセスを大学教員に公開することについて、大学には義務がありますか。	法令上の義務はありませんが、学内規則等に則り適切に対応いただくものと考えています。
基幹教員が組織全体の 4 分の 1 の上限を占める事例と教員の負担軽減の対策	⑤基幹教員が組織全体の 4 分の 1 の上限を占めた場合の専任教員の負担の増大を心配している。そのような事例について、具体的な対策を教えてください。	個別具体の事例については承知していませんが、各大学において、重複算入する基幹教員について、エフォートを含む労務管理等には十分ご留意いただきたいと考えています。